

芦屋町補助金 ガイドブック

令和 8 年 4 月

移住定住

1	出産祝金	P.1
2	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	P.1
3	中古住宅解体後の新築住宅建築補助金	P.1
4	定住促進奨励金	P.1
5	新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金	P.1
6	子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金	P.1
7	移住支援事業における移住支援金	P.2
8	小中学校通学費補助金	P.2
9	高校生等通学費補助金	P.2
10	Pick UP▶ 子ども医療費負担軽減事業	P.2
11	Pick UP▶ 給食費負担軽減事業	P.2
12	Pick UP▶ 敬老祝金事業	P.2

生活環境

13	テレビ受信料補助金	P.3
14	高齢者等住宅改造助成事業	P.3
15	高齢者世帯等熱中症対策エアコン購入費助成事業	P.3
16	高齢者世帯住み替え費用助成事業	P.3
17	生ごみ処理容器等購入補助金	P.3
18	防犯カメラ設置補助金	P.3
19	ブロック塀等撤去費補助金	P.4
20	老朽危険家屋等解体補助金	P.4
21	木造戸建て住宅耐震改修補助金	P.4

妊娠～子育て

22	里帰り等妊婦健康診査費用助成金	P.5
23	産後ケア事業	P.5
24	妊婦のための支援給付金	P.5
25	特定不妊治療費支援助成金	P.5
26	子育て用品貸出事業	P.5
27	新生児聴覚検査費助成金	P.5

28	産婦健康診査費助成金	P.6
29	1か月児健康診査費助成金	P.6
30	保育料負担軽減事業	P.6
31	児童生徒就学援助	P.6
32	特別支援教育就学奨励費	P.6
33	心身障がい児就学奨励費補助金	P.6

教 育

34	英語検定料補助金	P.8
35	いきいき芦屋っ子育成補助金	P.8
36	体育スポーツ大会出場参加補助金	P.8

福 祉

37	福祉タクシー料金補助事業	P.9
38	医療的ケア児日常生活支援事業助成金	P.9
39	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金	P.9
40	障がい者自動車改造費助成事業	P.9
41	身体障がい者訪問入浴サービス事業	P.9
42	障がい者移動支援事業	P.9
43	障がい者日中一時支援事業	P.10
44	障がい者日常生活用具給付事業	P.10
45	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	P.10
46	重度心身障がい者介護用品給付サービス事業	P.10
47	手話通訳者派遣事業	P.10
48	障がい児放課後等デイサービス事業	P.10
49	介護用品給付サービス事業	P.11
50	救急医療情報キット給付事業	P.11
51	緊急通報システム事業	P.11
52	高齢者等配食サービス事業	P.11
53	成年後見制度利用支援事業	P.11
54	認知症高齢者等見守りシール交付事業	P.11
55	高齢者補聴器購入費助成事業	P.12
56	高齢者等 GPS端末機等導入費用助成事業	P.12

57	高齢者運転免許証返納者支援事業	P.12
58	骨髄等移植ドナー助成金	P.12
59	アピアランスケア支援事業	P.12
60	小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業	P.12
61	風しん予防接種助成事業	P.13
62	造血細胞移植後定期予防接種ワクチン 再接種費用助成事業	P.13
63	子ども食堂支援事業補助金	P.13

産 業

64	農業次世代人材投資事業費補助金	P.14
65	水稻種子及び景観作物種子助成金	P.14
66	農業経営体育成資金利子助成金	P.14
67	環境保全型農業直接支援交付金	P.14
68	水田農業担い手機械導入支援事業補助金	P.14
69	制度融資信用保証料補助金	P.14
70	空き店舗等活用事業補助金	P.15
71	創業促進支援事業補助金	P.15
72	地域経済循環創造事業補助金	P.15

まちづくり 人づくり

73	人材育成事業補助金	P.16
74	国内外研修派遣事業補助金	P.16

ボートレース収益を活用しています



芦屋町ではボートレース収益を活用して、芦屋町の活性化や町民の皆さんの生活に役立つ多くの事業を実施しています。

この補助金ガイドブックに掲載する事業の中にも、収益を活用しているものが多くあります。

※  令和8年度ボートレース収益の活用を予定している事業です。



移住定住



令和9年度まで

出産祝金

お子さまが生まれたご家庭へ

最大**20万円**

子どもを産み育てる意欲を高め、活力あるまちづくりを推進するため、芦屋町にお住まいで出産したご家庭(お母さんまたはお父さん)に、出産祝金として芦屋町商工会発行の商品券で交付します。第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以降は20万円です。



子育て支援係 093-223-3537



住宅用太陽光発電システム設置費補助金

芦屋町内の住宅に太陽光発電システムを設置すると

最大**8万円**

再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅に太陽光発電システムを設置した人、またはあらかじめ太陽光発電システムが設置された住宅を購入した人に、1キロワットにつき2万円(上限8万円)を交付します。

環境・公園係 093-223-3538

令和9年度まで

中古住宅解体後の新築住宅建築補助金

芦屋町内の中古住宅を購入し建て替えると

最大**100万円**

住環境の保全を図るため、中古住宅を購入し、2年以内にその住宅を建替えて居住する場合に、最大90万円を補助します。また、転入者で中学生以下の子どもがいる場合には10万円を上乗せします。

地域振興・交通係 093-223-3539



令和9年度まで

定住促進奨励金

芦屋町で住宅を取得すると3年間で

最大**45万円**

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、令和9年1月1日までに戸建住宅を取得(新築・購入・建替え)した人に、固定資産税相当額を年額15万円を上限に、最長3年間、芦屋町商工会発行の商品券で交付します。

住宅係 093-223-3540



令和9年度まで

新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金

芦屋町内の民間賃貸住宅に住む新婚世帯に6年間で

最大**72万円**

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、民間賃貸住宅に住む新婚世帯に、家賃の一部として月1万円を上限に、最長72か月間、芦屋町商工会発行の商品券で交付します。交付は1年分をまとめて3~4月に交付します。ただし、公営住宅や社宅、官舎など対象外となる場合もあります。

住宅係 093-223-3540



令和9年度まで

子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金

芦屋町に転入し、民間賃貸住宅に住むと6年間で

最大**72万円**

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを推進するため、町外から転入した未就学児を含む世帯で、民間賃貸住宅に住む場合、家賃の一部として月1万円を上限に、最長72か月、芦屋町商工会発行の商品券で交付します。交付は1年分をまとめて3~4月に交付します。ただし、公営住宅や社宅、官舎など対象外となる場合もあります。

住宅係 093-223-3540

『 移住支援事業における移住支援金 』

移住支援金の支給要件を満たす人に

世帯 **100万円**、**単身** **60万円**

町内への移住・定住の促進や中小企業などの人手不足解消のため、芦屋町に移住した人で支給要件を満たす人に、福岡県と共同して行う福岡県移住支援事業において、移住支援金を支給します。世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円です。また、子どもを帯同して移住する場合は、加算します。

住宅係 093-223-3540

『 小中学校通学費補助金 』

令和 **9** 年度まで

小中学生の通学費
(公共交通機関定期代)を

半額

子育て世帯の負担軽減のため、芦屋町に住む小中学生が、公共交通機関を利用して通学する場合の定期代を半額補助します。なお、町内小中学生は、学校長の許可を得てバス通学する人が対象です。また、複数の公共交通機関(バスとJRなど)の定期券がある場合は、1つのみが対象です。
※電子申請での受付をしています。

学校教育係 093-223-3547

『 高校生等通学費補助金 』

令和 **9** 年度まで

高校生などの通学費
(公共交通機関定期代)の

半額 又は **2万円**

子育て世帯の負担軽減のため、芦屋町に住む高校生などが、公共交通機関を利用して通学する場合の定期代を半額補助します。なお、複数の公共交通機関(バスとJRなど)の定期券がある場合は、1つのみが対象です。また、公共交通機関を利用しないで通学する場合は、年額2万円を補助します。
※電子申請での受付をしています。

学校教育係 093-223-3547

PICK UP

『 子ども医療費負担軽減事業 』

子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、所得の制限なく18歳までの入院・通院費を無料としています。
※福岡県の制度では、対象者が中学生までとなっており、自己負担や所得制限があるため、拡充して補助を行っています。

保険年金係 093-223-3532

『 給食費負担軽減事業 』

令和 **8** 年度まで

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援に貢献することを目的に、町内の小・中学校の給食費を町が負担し、無償化しています。

学校教育係 093-223-3547

『 敬老祝金事業 』

高齢者の福祉の増進に寄与することを目的に、高齢者に敬老祝金を給付します。給付額は、満70歳が1万円、満77歳が2万円、満88歳が3万円、満100歳が10万円です。満100歳の人には誕生日を迎えた時に、それ以外の対象者には例年9月に給付方法などの通知を行っています。



高齢者支援係 093-223-3536



テレビ受信料補助金

防衛省受信料半額助成を受けていない世帯などに

最大**半額**

民生の安定や福祉の向上を図るため、国が実施する防衛施設周辺放送受信事業補助金を受けていない世帯や事業所を対象に、NHK受信料に対し国と同等額を補助します（補助額は地上契約の半額相当の額です）。

庶務係 093-223-3572

高齢者等住宅改造助成事業

要援護高齢者などの住宅改修費を

最大**30万円**

高齢者などの家庭での自立や介護者の負担軽減を図るため、在宅の要援護高齢者若しくは障がいのある人がいる世帯に対し、高齢者などに配慮した住宅に改造するための資金を助成します。助成額は、助成対象工事費が30万円の低い方の額です。

高齢者支援係 093-223-3536

令和**8**年度まで

高齢者世帯等熱中症対策エアコン購入費助成事業

家庭用エアコンがない住宅に住む高齢者世帯

最大**7万円**

熱中症等の健康被害を防止し、高齢者の安全かつ安心な生活を支援するため、家庭用エアコンがない住宅に住む高齢者世帯（非課税世帯）に対し、エアコンの購入と設置にかかる経費に助成金を交付します。助成額は、上限7万円です（1世帯につき1台）。

高齢者支援係 093-223-3536

令和**10**年度まで

高齢者世帯住み替え費用助成事業

高齢者世帯の住み替え費用を

最大**20万円**

浴槽がない住宅やエレベーターがない住宅の2階以上、エレベーターの停止階にない2階以上の住宅に住む高齢者世帯（非課税世帯）の住み替え費用の一部を助成します。助成額は、対象経費の1/2か20万円の低い方の額です。

高齢者支援係 093-223-3536

生ごみ処理容器等購入補助金

生ごみ処理容器などを購入すると

最大**1/2**

家庭から排出される生ごみの減量化や再資源化の促進を図るため、生ごみ処理容器などを購入する人に、購入した額の半額を補助します。なお、購入した生ごみ処理容器などの品目別に限度額があります。

環境・公園係 093-223-3538

防犯カメラ設置補助金

防犯カメラを設置すると

最大**5万円**

安全・安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置する人に、設置費用を補助します。補助額は、補助対象経費の1/2か5万円の低い方の額です。ただし、防犯カメラの設置台数が1台の場合は3万円が限度となります。

地域振興・交通係 093-223-3539

令和 **8** 年度まで

ブロック塀等 撤去費補助金

ブロック塀を撤去すると

最大16万円

地震によるブロック塀などの倒壊による被害防止や避難経路を確保するため、ブロック塀を撤去する人に、撤去費用を補助します。補助額は、補助対象経費の2/3か16万円の低い方の額です。

地域振興・交通係 093-223-3539

令和 **9** 年度まで

老朽危険家屋等 解体補助金

老朽危険家屋を解体すると

最大100万円

安心・安全の確保と住環境の保全を図るため、芦屋町内において老朽危険家屋などを解体する工事を行う場合に補助します。補助額は、補助対象経費の1/2以内で上限100万円です（ただし、基準額があります）。



地域振興・交通係 093-223-3539

木造戸建て住宅 耐震改修補助金

木造住宅の耐震工事を行うと

最大60万円

町内にある木造の戸建て住宅の耐震改修工事を行う場合に補助します。補助額は、補助対象経費の40%か60万円の低い方の額です。

地域振興・交通係 093-223-3539

芦屋町公式 SNS 一覧

芦屋町では、町の魅力や情報をLINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)、Facebook(フェイスブック)で発信しています。



芦屋町の**魅力**が
いっぱいっちゃ!
フォローしてっちゃ!



芦屋町公式 **LINE**



アッシー **Instagram**



芦屋釜の里 **Instagram**



アッシー **facebook**



『 里帰り等妊婦健康診査費用助成金 』

里帰り妊婦さんの妊婦健康診査費を

最大**14回**

妊娠期の里帰りなどで、芦屋町と契約していない県外などの妊婦健康診査実施機関で受診した場合でも、経済的負担を軽減するため、健診費用を助成します。なお、1回あたりの助成限度額を設定しています。



こども家庭センター 093-223-3577

『 産後ケア事業 』

育児に不安を抱える産後1年未満の母子に

育児支援サービス

出産後1年を経過しない母親に自身の不調や育児不安がある場合において、助産院などのショートステイやデイサービスを利用して、母体や乳児のケア、育児指導を受ける費用の一部を助成します。

こども家庭センター 093-223-3577

『 妊婦のための支援給付金 』

妊娠をした人に

給付金を支給

安心して出産・子育てができるよう、保健師などが妊娠・子育て家庭への面談を行うとともに、経済的負担を軽減するため、妊娠時に5万円、出産後(流産などした場合はその日以降)に、こども1人あたり5万円を給付します。

こども家庭センター 093-223-3577

令和**8**年度まで

『 特定不妊治療費支援助成金 』

不妊症に悩むご家庭へ

最大**2万円**

不妊症に悩む夫婦を支援するため、特定不妊治療における保険診療と併用可能な先進医療に係る費用の一部について2万円を上限に助成します。申請には、「福岡県不妊に悩む方への先進医療支援事業助成金」の交付を受けていることが必要です。

こども家庭センター 093-223-3577

『 子育て用品貸出事業 』

乳幼児の保護者などに

子育て用品貸出

乳幼児の保護者または乳幼児を養育する予定の人を対象に、ベビーベッドやチャイルドシートなど、乳幼児期に必要な各種子育て用品の貸出をします。

こども家庭センター 093-223-3577

『 新生児聴覚検査費助成金 』

お子さまが生まれたご家庭へ

最大**5千円**

先天性聴覚障害を早期に発見し、早期治療及び早期療養を図るため、新生児聴覚検査を受けた新生児の保護者に対し、検査費用の一部について5千円を上限に助成します。

こども家庭センター 093-223-3577



『産婦健康診査費助成金』

出産した産婦さんの
産婦健康診査費を

最大1万円

産婦の疾病の早期発見など、健康の保持増進を図るため、芦屋町と契約していない産婦健康診査実施機関で受診した場合の健診費用について、1回あたり5千円を上限に2回分まで助成します。

こども家庭センター 093-223-3577

『1か月児健康診査費助成金』

お子さまが生まれた
ご家庭へ

最大6千円

乳児の疾病の早期発見など、健康の保持増進を図るため、芦屋町と契約していない1か月児健康診査実施機関で受診した場合の健診費用について、6千円を上限に助成します。

こども家庭センター 093-223-3577

『保育料負担軽減事業』

第2子以降の

保育料無償

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、第2子以降の保育料を無償化しています。

※きょうだい児の数は、保育所などの同時利用やこどもの年齢にかかわらず、生計を同一にしているこどものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントします（原則として、こどもと保護者が芦屋町に住んでいる場合が対象となります）。

子育て支援係 093-223-3537

『児童生徒就学援助』

経済的に厳しい
児童生徒の保護者に

**給食費や
学用品費など支援**

義務教育の円滑な実施を図るため、経済的に厳しい児童生徒の保護者に、給食費や学用品費などを支援します。併せて、新入学時や修学旅行時にはその費用も支援します。ただし、一定の所得要件があります。

学校教育係 093-223-3547

『特別支援教育就学奨励費』

特別支援学級に通う
児童生徒の保護者に

**給食費や
学用品費など支援**

義務教育の円滑な実施を図るため、特別支援学級に通う児童生徒の保護者に、給食費や学用品費などを支援します。併せて、新入学時や修学旅行時にはその費用も支援します。ただし、一定の所得要件があります。なお、準要保護に該当する場合は、支給額が大きいため、児童生徒就学援助で申請することをおすすめします。

学校教育係 093-223-3547

『心身障がい児就学奨励費補助金』

特別支援学校に通う
児童生徒の保護者に

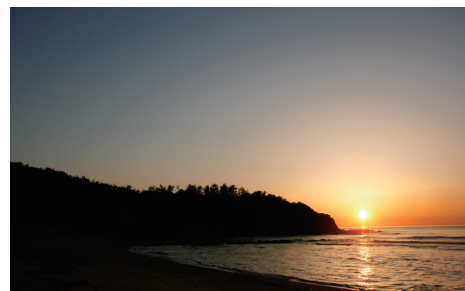
**給食費や
学用品費など支援**

教育の普及や奨励を図るため、特別支援学校に通う児童生徒の保護者に、給食費や学用品費などを支援します。ただし、国や県から支給されている場合は、それを除いた額となります。

学校教育係 093-223-3547

その他 妊娠～子育て に関する補助

出産祝金	P.1
新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金	P.1
子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金	P.1
小中学校通学費補助金	P.2
高校生等通学費補助金	P.2
子ども医療費負担軽減事業	P.2
給食費負担軽減事業	P.2



令和 **9** 年度まで

英語検定料補助金

児童生徒の英検受験料を

全額

こどもたちの英語力や学習意欲の向上を図るため、町内小中学校に通う児童・生徒及び町内居住者で町外の小中学校に通う児童・生徒が実用英語技能検定（英検）を受験する場合、同一年度に1回限りで、全額を補助します。
※電子申請での受付をしています。

学校教育係 093-223-3547

いきいき芦屋っ子育成補助金

児童生徒が研修に参加すると

最大4割

芦屋町のこどもがいきいきと育つことを目的に、国や県などが主催する研修などに参加した場合、主催者が定める負担金の最大4割を補助します。ただし、1度補助を受けると3年間はこの補助を受けることはできません。

社会教育係 093-223-3546

体育スポーツ大会出場参加補助金

全国大会などのスポーツ大会に参加すると

最大3万5千円

スポーツの普及や振興を図るため、全国大会や九州大会、県民スポーツ大会や郡民体育大会などの大会に参加した場合、大会の規模などに応じて補助金を交付します。

社会教育係 093-223-3546

その他 教育 に関する補助

小中学校通学費補助金	P.2
高校生等通学費補助金	P.2
給食費負担軽減事業	P.2
児童生徒就学援助	P.6
特別支援教育就学奨励費	P.6
心身障がい児就学奨励費補助金	P.6



『福祉タクシー料金補助事業』

重度心身障がい者の
タクシー利用の際に

初乗り料金

重度心身障がい者の日常生活の
利便と社会活動の範囲の拡大を図
るため、重度心身障がい者がタク
シーを利用する際に、タクシー料
金の一部（初乗り料金分）を支援
します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『医療的ケア児日常生活支援事業助成金』

医療的ケア児の看護や介護を行う
家族の支援のため

最大36万円

在宅の医療的ケア児の看護や介
護を行う家族の負担軽減を図るた
め、人工呼吸器管理、痰吸引や経
管栄養などの日常生活に不可欠な
支援を必要とする家族に、助成金
を交付します。助成額は看護など
が必要な時間×7,500円で、36万円
が上限額となります。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金』

軽度・中等度難聴児が
補聴器を購入すると

最大2/3

軽度・中等度難聴児の言語の習
得、教育などにおける健全な発達
を支援し、福祉の増進を図るため、
身体障害者手帳の交付対象となら
ない軽度・中等度難聴児が補聴器
を購入する場合に、最大で助成対
象経費の2/3の額を交付します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『障がい者自動車改造費助成事業』

身体障がい者の
自動車改造費を

最大10万円

身体障がい者の移動を支援し、社
会参加の促進を図るため、身体障
がい者が自動車の運転を行う際に
必要となる自動車の改造費を10万
円を限度に助成します。

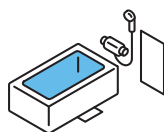
障がい者・生活支援係
093-223-3530

『身体障がい者訪問入浴サービス事業』

身体障がい者の家に

移動入浴車

在宅の身体障がい者の身体の清
潔の保持と心身機能の維持を目的
に、対象者の居宅に移動入浴車を
派遣し、入浴支援を行います。利
用回数は、原則1人につき週1回と
なります。



障がい者・生活支援係
093-223-3530

『障がい者移動支援事業』

障がい者の社会参加のための
外出などを

9割

屋外での移動に困難がある障がい
者などの地域での自立生活や社会
参加を促すことを目的に、外出の
ための支援を行います。利用の際
は、1割の自己負担が発生します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 障がい者日中一時支援事業 』

障がい者の日中の活動の場の提供を

9割

障がい者の見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行うことを目的に、障がい者を一時的に預かり、日中の活動の場を提供します。利用の際は、1割の自己負担が発生します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 障がい者日常生活用具給付事業 』

障がい者の日常生活用具を

9割

障がい者などの福祉の増進を目的に、特殊寝台などの介護・訓練支援用具や入浴補助用具などの自立生活支援用具を購入する際に支援します。また、手すりの取付など住宅改修を行う際も支援します。利用の際は、1割の自己負担が発生します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 』

小児慢性特定疾患児の

日常生活用具

小児慢性特定疾患児の福祉の増進を目的に、特殊寝台などの日常生活用具を購入する際に支援します。利用の際は、国の基準に基づき、自己負担が発生します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 重度心身障がい者介護用品給付サービス事業 』

重度障がい者の介護用品を

9割

障がい者の生活の質の向上を図るとともに、介護者の経済的負担を軽減するため、紙おむつなど介護用品を給付します。利用の際は、1割の自己負担が発生します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 手話通訳者派遣事業 』

聴覚障がい者などに

手話通訳者

聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者が日常生活や社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、積極的に社会参加できるように手話通訳者を派遣します。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 障がい児放課後等デイサービス事業 』

障がいのある小・中学生の

放課後や夏休みの居場所づくり

小・中学校に通学中の障がい児の生活能力向上のための訓練などを提供するとともに、保護者の教育負担を軽減することを目的に、放課後や夏休みなどの長期休みの居場所づくりを支援します。場所は、芦屋小学校で送迎も行います。

障がい者・生活支援係
093-223-3530

『 介護用品給付サービス事業 』

在宅の高齢者などに

紙おむつ

在宅高齢者などの生活の質の向上を図るとともに、その家族の負担軽減を図るため、紙おむつを支給します。利用の際は、1割の自己負担が発生します。

高齢者支援係 093-223-3536

『 救急医療情報キット給付事業 』

一人暮らしの高齢者や障がい者に

救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯の安全と安心を守るため、救急医療情報キットを給付します。

※救急医療情報キットとは、氏名や年齢、持病、かかりつけ医などの情報を記したもので救急時に活用されます。

高齢者支援係 093-223-3536

『 緊急通報システム事業 』

一人暮らしの高齢者や障がい者宅に

緊急通報装置

一人暮らしの高齢者や障がい者の安全と安心を守るため、緊急通報装置の設置を支援します。利用の際は、月額で200円~500円の自己負担が発生する場合があります。

高齢者支援係 093-223-3536

『 高齢者等配食サービス事業 』

高齢者や障がい者の

配食サービス

在宅で生活を送る高齢者や障がい者の健康を管理し、孤独感を解消するとともに、自立した生活を送ることができるよう支援するため、配食サービスを実施します。週3回の夕食と、年末に1回おせち料理を配食します。配食には1食あたり350~400円程度の自己負担が発生します。



高齢者支援係 093-223-3536

『 成年後見制度利用支援事業 』

高齢者などの

成年後見制度費用の一部

成年後見などの利用が必要で、家庭裁判所での手続きが難しい人に支援を行います。また、生活状況から成年後見人などへの報酬を支払うことが難しい高齢者や知的障がい者、精神障がい者を支援するため、その報酬の一部を助成します。

高齢者支援係 093-223-3536

『 認知症高齢者等見守りシール交付事業 』

認知症高齢者などの早期保護・安全確保のため

見守りシール

認知症高齢者などが行方不明になった場合に早期に保護し、安全確保を図るとともに介護者などの精神的負担を軽減するため、認知症高齢者等見守りシールを交付します。

高齢者支援係 093-223-3536

令和 **8** 年度まで

『 高齢者補聴器 購入費助成事業 』

65歳以上で補聴器が必要な人

最大5万円

聴力機能の低下により友人や家族などコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。助成額は、補聴器本体1台分の購入費で上限5万円です。

高齢者支援係 093-223-3536

令和 **11** 年度まで

『 高齢者等GPS端末機等 導入費用助成事業 』

GPS端末機などの
購入・レンタル費用を

最大1万円

認知症などで行方不明になるおそれのある高齢者などに対し、GPS端末機やスマートタグを購入・レンタルした場合、費用の一部を助成します。助成額は対象費用のうち、上限1万円です。

高齢者支援係 093-223-3536

『 高齢者運転免許証 返納者支援事業 』

高齢者運転免許証返納者に

公共交通利用券

高齢者による交通事故の防止と公共交通機関の利用促進を図るため、高齢者が運転免許証を返納した場合に、芦屋タウンバス・北九州市営バス共通乗車券がタクシー初乗り利用券のどちらかを支援します。

地域振興・交通係 093-223-3539

『 骨髄等移植ドナー 助成金 』

骨髄などの提供に伴い
休業した人に

最大20万円

骨髄や末梢血管細胞の提供した人の休業による経済的負担を軽減するため、助成金を交付します。助成額は、骨髄などの提供のために通院や入院、面談の日数×2万円で、20万円が上限額となります。

健康づくり係 093-223-3533

『 アピアランスケア 支援事業 』

医療用ウィッグなどを
購入すると

最大10万円

がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや補整具などの購入費用を支援します。助成額は、助成対象経費の1/2か10万円の低い方の額です。

健康づくり係 093-223-3533

『 小児・AYA世代がん患者 在宅療養生活支援事業 』

40歳未満の
がん患者に1月あたり

最大5万4千円

小児・AYA世代(40歳未満)のがん患者が、住み慣れた住宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅介護サービスの利用料を助成します。助成額は、1月あたり、助成対象経費の9/10または54,000円のいずれか低い方の額です。

健康づくり係 093-223-3533

『 風しん 予防接種助成事業 』

風しん抗体価の低い
妊娠希望者など

風しん予防接種 費用の一部

風しんの抗体価が低いことが判明した妊娠希望者、妊娠希望者または妊婦の配偶者および同居者を対象に風しん予防接種を自己負担額3千円で受けられるように助成します。



こども家庭センター 093-223-3577

『 造血細胞移植後定期予防接種 ワクチン再接種費用助成事業 』

骨髄移植などにより定期予防接種の
効果が低下した人に

再接種の費用

骨髄移植などによる造血幹細胞の移植により、移植前に接種した定期予防接種の予防効果が低下または消失したため必要となった再接種の費用の全部または一部を助成します。

こども家庭センター 093-223-3577

『 子ども食堂 支援事業補助金 』

町内でこども食堂を
運営する団体に

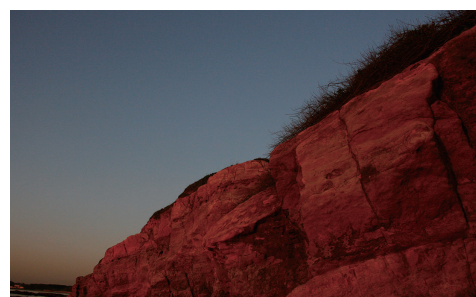
最大**50**万円

こどもの地域における居場所づくりとこどもの健全な育成を図ることを目的として、こどもやその保護者に対し、無償又は低額で食事の提供を行うこども食堂を運営する団体に対して補助金を交付します。補助金額は、補助対象経費の年度合計額又は年度内に開催した回数に1万円を乗じて得た額（50万円を限度）のいずれか低い額とします。

こども家庭センター 093-223-3577

その他 福祉 に関する補助

敬老祝金事業	P.2
高齢者等住宅改造助成事業	P.3
高齢者世帯等熱中症対策	
エアコン購入費助成事業	P.3
高齢者世帯住み替え費用助成事業	P.3
児童生徒就学援助	P.6
特別支援教育就学奨励費	P.6
心身障がい児就学奨励費補助金	P.6



『農業次世代人材投資事業費補助金』

次世代を担う新規就農者に

経営開始型資金

次世代を担う農業者になることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始型の資金を交付します。

農林水産係 093-223-3544

『水稻種子及び景観作物種子助成金』

水稻・景観作物の種子購入費を

最大1/2

稲作に優良な品種を導入し各地域に適した生産対策の確立や景観作物の栽培により美しい景観づくりの向上を図るため、福岡県品質改善協会の検定を受けた水稻種子や景観作物種子の購入費を助成します。



農林水産係 093-223-3544

『農業経営体育成資金利子助成金』

農業経営基盤強化資金の利子を

1/2

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、芦屋町認定農業者の農業経営基盤強化資金の利子を1/2助成します。

農林水産係 093-223-3544

『環境保全型農業直接支援交付金』

農業団体又は一定の条件を満たす農業者の

環境保全に効果の高い営農活動支援

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発展を図るため、農業者の組織する団体や一定の条件を満たす農業者が実施する環境保全の効果の高い営農活動（化学肥料・化学合成農薬の原則5割以上低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動）に対して支援を行います。

農林水産係 093-223-3544

『水田農業担い手機械導入支援事業補助金』

認定農業者などの

農業機械導入費

米・麦・大豆の品質向上や低コスト生産を図るため、認定農業者などがトラクターやコンバインなどの機械を購入する場合、採択基準や対象経費など町が定める基準に基づき、補助します。

農林水産係 093-223-3544

『制度融資信用保証料補助金』

町内に店舗を有する
商工業者に

信用保証料の補助

町内に店舗を有し、引き続き6カ月以上商工業を営んでいる商工業者が、取扱金融機関（遠賀信用金庫芦屋支店、北九州農業協同組合芦屋支店、西日本シティ銀行芦屋支店、福岡銀行芦屋支店）で資金調達を受ける際、有利な条件で事業資金の融資を受けることができ、その信用保証料を予算の範囲内で補助します。

商工観光係 093-223-3542



令和 **9** 年度まで

『 空き店舗等 活用事業補助金 』

空き店舗などを活用し
事業を行う人に

最大24カ月

空き店舗の利用促進、商業の振興やまちのにぎわいづくりを目的とし、空き店舗などで事業を行おうとする人に、最大2年間（24カ月）補助します。補助率は1年目は1/2、2年目は1/3で、業種に応じ月額で最大3.5万~5万円の補助となります。

商工観光係 093-223-3542



令和 **9** 年度まで

『 創業促進 支援事業補助金 』

新たに創業を行う人に

最大200万円

中小企業の新たな事業の創出を応援することで、地域に活力を与え経済を活性化させることにより、需要の増大や雇用を創出することを目的とし、新たに創業を行う人に対して補助します。補助額は事業種別により異なり、最大200万円となります。

商工観光係 093-223-3542

『 地域経済循環 創造事業補助金 』

地域特性を活かした事業を始める
民間事業者などの

初期投資費用

国と町、地域の金融機関や大学などが連携し、地域が将来にわたって富を生み出していくことを目的に、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取り組みを実施しようとする民間事業者などに対して、初期投資費用を支援します。なお、国の事業採択が条件となります。

企画係 093-223-3570

その他 **産業** に関する補助

移住支援事業における移住支援金 P.2



人づくり・まちづくり

令和 **12** 年度まで

人材育成事業補助金

自主的・主体的な
公益的事業を行う場合

最大**30**万円

まちづくりの礎である人材の育成を図るため、町内在住・在勤の18歳以上の人や団体が、自主的・主体的に実施される公益的な事業を行う場合に、事業費の一部を補助します。補助額は、補助対象経費の9割以内か30万円の低い方の額です。



企画係 093-223-3570

国内外研修 派遣事業補助金

まちづくりや人材育成を目的とした
研修に参加する場合

最大**10**万円

まちづくりや地域活動に参加できる人材の育成を図ることを目的とした研修に参加する人に、研修に係る費用の一部を補助します。ただし、1度補助を受けると3年間はこの補助を受けることはできません。

社会教育係 093-223-3546



その他 人づくり・まちづくり に関する補助

地域経済循環創造事業補助金 P.15





芦屋町補助金ガイドブック

発 行 / 令和 8 年 4 月

発 行 者 / 福岡県 芦屋町

編 集 / 芦屋町 企画政策課

◎ガイドブックに関すること
企画政策課 企画係 ☎093-223-3570

◎補助等内容に関すること
担当部署の直通電話を記載しています。